

志學館大学履修証明書が交付される特別の課程に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、志學館大学学則（以下「学則」という。）第50条の3の規定に基づき、志學館大学（以下「本学」という。）が実施する、本学の学生以外の者を対象とした履修証明が交付される特別の課程を編成するプログラム（以下「履修証明プログラム」という。）に関し必要な事項を定める。

(履修証明プログラムの編成)

第2条 履修証明プログラムは、本学が開設する講習若しくは授業科目又はこれらの一部により体系的に編成するものとする。

2 履修証明プログラムの総時間数は、120時間以上とする。

3 履修証明プログラムにおける講習又は授業の方法は、学部が実施するものにあつては学則第20条の2、研究科が実施するものにあつては大学院学則第18条に基づくものとする。

(履修資格)

第3条 履修証明プログラムを履修することができる者は、学部が実施するものにあつては学則第32条各号、研究科が実施するものにあつては志學館大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第30条各号のいずれかに該当する者とする。

(実施手続及び公表)

第4条 履修証明プログラムを開設しようとする学部又は研究科（以下「開設学部等」という）の長は、当該履修証明プログラムの名称、目的、総時間数、履修資格、定員、内容、講習又は授業の方法、修了要件その他学長が必要と認める事項を定め、学部にあつては教授会、研究科にあつては研究科委員会（以下「教授会等」という。）の議を経て、履修証明プログラム実施計画書（別記様式第1号。以下「実施計画書」という。）により、事前に学長に届け出なければならない。

2 開設学部等の長は、前項の実施計画書の内容に変更が生じたときは、その都度、学長に届け出なければならない。

3 開設学部等の長は、第1項に掲げる事項を、あらかじめ公表するものとする。

(履修証明プログラムの履修)

第5条 履修証明プログラムの履修を希望する者は、あらかじめ、志學館大学科目等履修生規程又は志學館大学聴講生規程に従い、いずれかの受入許可を受けなければならない。

2 履修証明プログラムの履修の許可は、開設学部等の教授会等の意見を聴いて、学長が行う。

3 前項において、本学の学生が履修証明プログラムを履修することが教育上有益であると認めるときは、当該プログラムを履修させることができる。

4 履修証明プログラムの履修期間は原則として1年とする。ただし、学長が認めた場合は、延長することができる。

(授業科目の単位認定)

第6条 履修証明プログラムの履修を希望する者が当該履修証明プログラムに含まれる授業科

目の単位認定を希望する場合は、あらかじめ、科目等履修生としての受入許可を受けなければならない。

(受講料等)

第7条 履修証明プログラムの受講料の額及び徴収方法は、第5条第1項の受入許可の区分に従い、志學館大学科目等履修生規程又は志學館大学聴講生規程に定めるところによる。

(修了の認定及び履修証明書の交付)

第8条 履修証明プログラムの修了の認定は、開設学部等の教授会等の意見を聴いて、学長が行う。

2 学長は、履修証明プログラムの修了した者に対し、修了の事実を証する証明書（別記様式第2号）を交付するものとする。

(記録の作成と管理)

第9条 履修証明プログラムを履修した者の履修の記録その他の記録は開設学部等が作成し、学務課がこれを管理しなければならない。

(雑 則)

第10条 この規則に定めるもののほか、履修証明プログラムに関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年10月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年12月27日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

履修証明プログラム実施計画書

年 月 日

志學館大学長 殿

学部長等の職・氏名

このたび、履修証明プログラムを開設したいので、実施計画書を下記のとおり届け出いたします。

記

実施学部等名		実施責任者名		
履修証明プログラムの名称				
目的				
開設時期				
内容の概要				
レベル	1 学士課程相当 2 大学院課程相当 ※該当するものに○印を付すこと。			
履修資格				
定員				
総時間数 ※授業時間数の合計		総科目数（総 単位数）		
修了要件 ※成績評価の基準・方法等				
連携組織がある場合その名称				
その他				
開設する講習又は授業科目名	講習又は授業 の別	時間数	担当教員	備考

※講習については講義概要、授業科目についてはシラバスを添付すること。

担当教員が本学の専任教員以外の場合は、その旨備考欄に記載すること。

第 号

履 修 証 明 書

氏名

年 月 日生

学校教育法第105条の規定に基づき、本学〇〇学部（研究科）が開設する履修証明プログラム【〇〇プログラム・計〇〇時間】を修め〇〇単位を修得し課程を修了したことを証する。

プログラムの概要

本プログラムは、主として〇〇である者を対象として、〇〇のような人材を養成することを目的とし、（〇〇と連携して）〇〇、〇〇、〇〇等を内容としたカリキュラムを提供するものである。

年 月 日

志學館大学長

印

※ 履修証明書交付の際は、当該プログラムの開設科目及び修得単位等がわかるものを適宜添付すること。

第 号

履 修 証 明 書

氏名

年 月 日生

学校教育法第105条の規定に基づき、本学〇〇学部（研究科）が開設する履修証明プログラム【〇〇プログラム・計〇〇時間】を修め課程を修了したことをここに証する。

プログラムの概要

本プログラムは、主として〇〇である者を対象として、〇〇のような人材を養成することを目的とし、（〇〇と連携して）〇〇、〇〇、〇〇等を内容としたカリキュラムを提供するものである。

年 月 日

志學館大学長

印

※ 履修証明書交付の際は、当該プログラムの開設科目等がわかるものを適宜添付すること。

